

西三河都市計画道路事業3・4・5号 国道1号線 に関わる都市計画事業について

**中部地方整備局 名古屋国道事務所
岡崎市 土木建設部**

令和4年1月

内 容

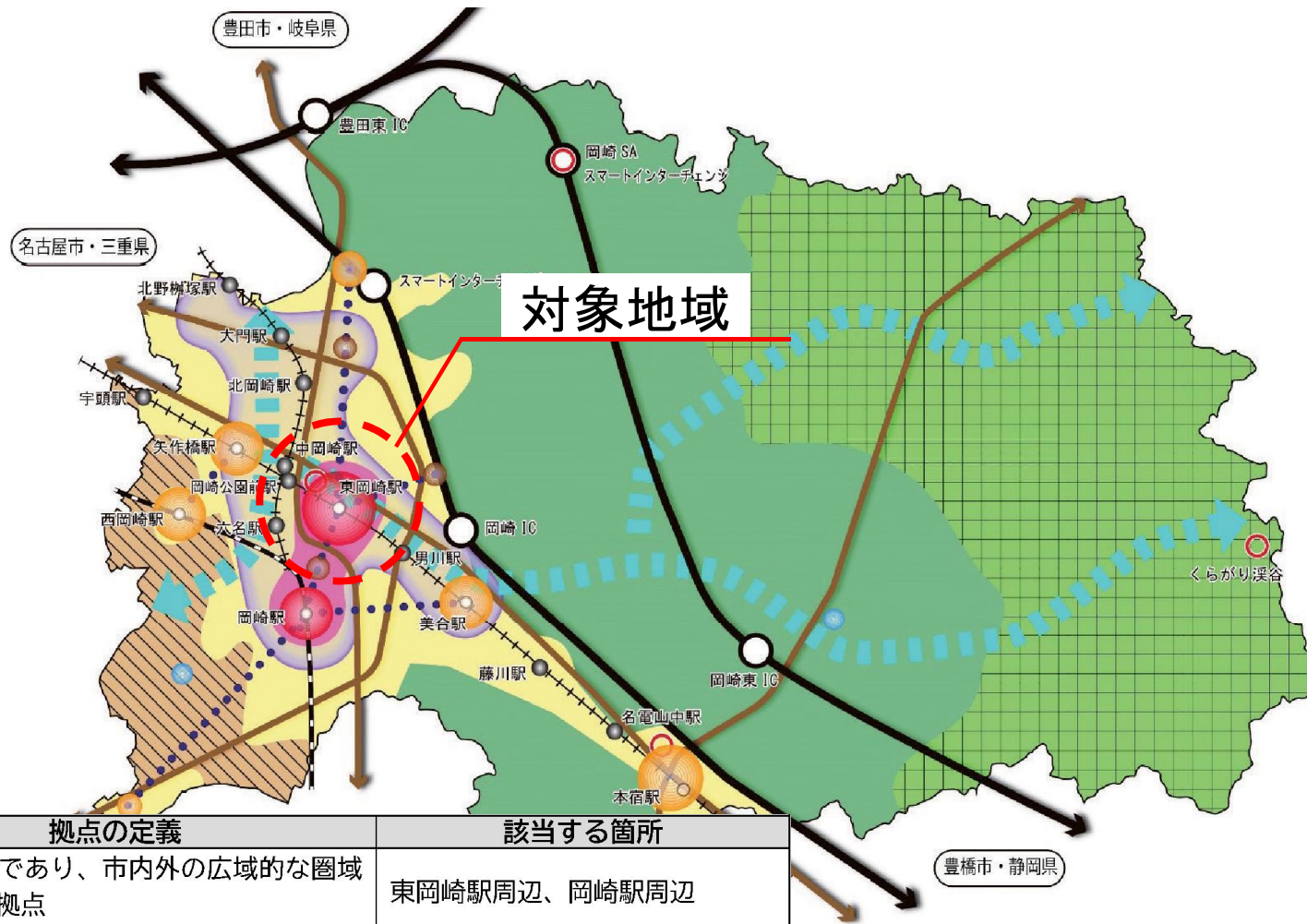
1. 岡崎市における国道1号の位置づけ
2. 国道1号の状況
3. 国道1号の問題点
4. 計画(案)
5. 都市計画事業承認
6. 用地取得
7. 今後のスケジュール

1.岡崎市における国道1号の位置づけ



1.岡崎市における国道1号の位置づけ

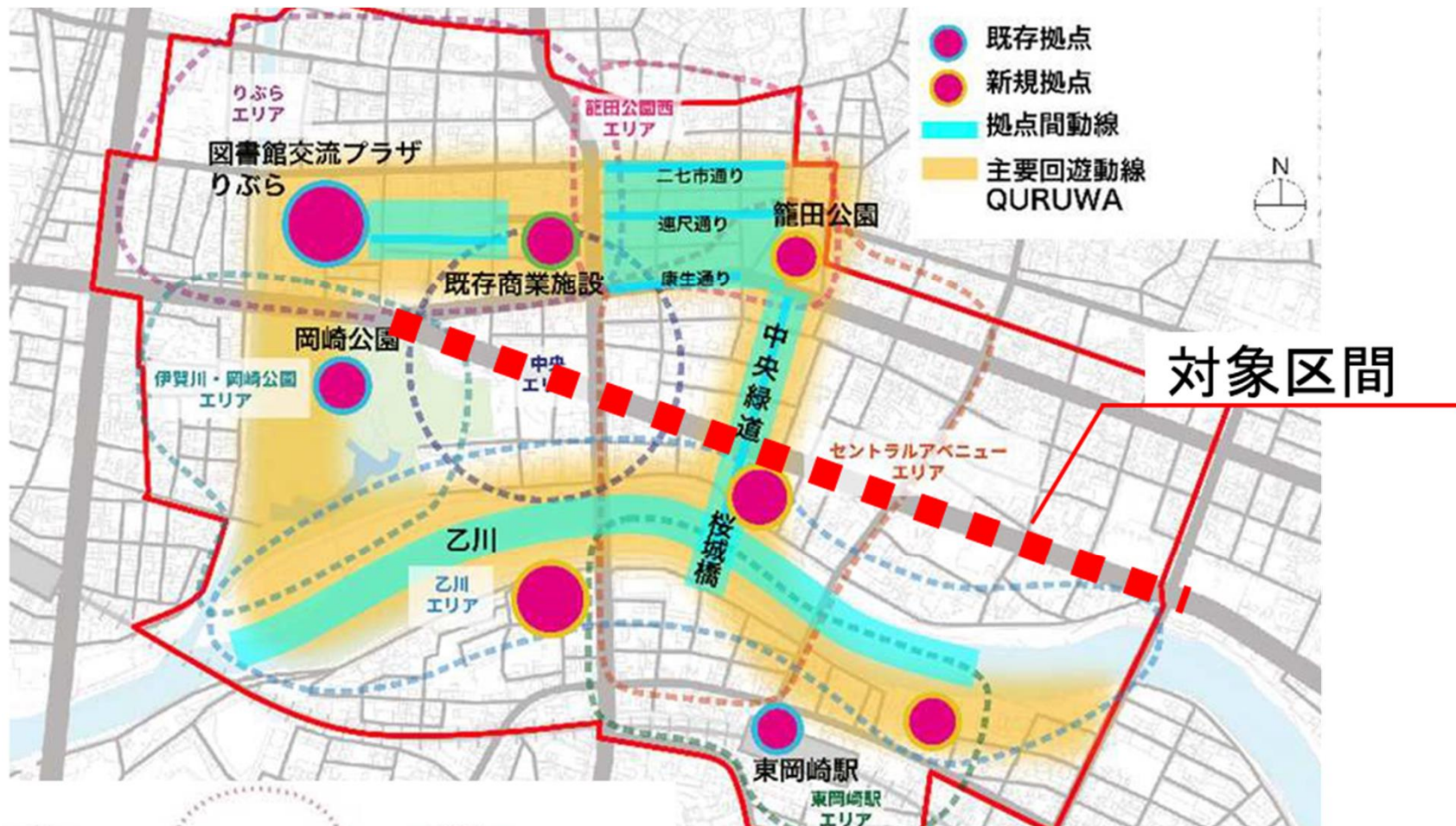
・岡崎市都市計画マスタープランで、東岡崎駅周辺は「都市拠点」として位置付けられており、国道1号は「東西の幹線道路軸を形成する道路」として位置付けられ、「国道1号における快適空間づくり」のため未整備区間の整備促進の方針が示されています。



1.岡崎市における国道1号の位置づけ

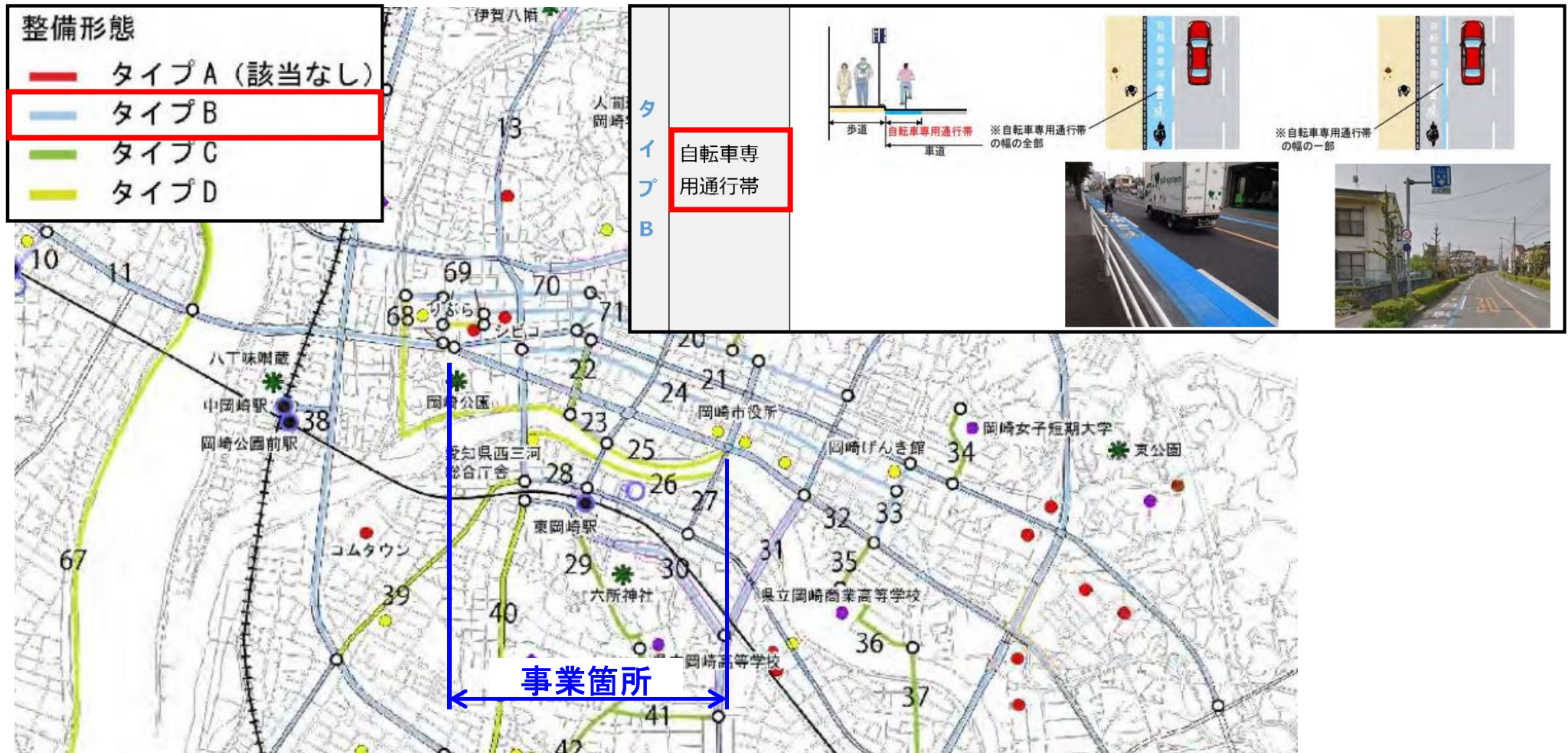
- この地域は、乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画における「**QURUWA戦略※**」のエリア内に位置し、安全で快適な歩行者空間、幅広い道路空間を活用した快適な歩行環境といった将来像が示されています。

※まちの活性化、暮らしの質、エリアの価値向上を図る戦略



1.岡崎市における国道1号の位置づけ

- 「岡崎市の自転車ネットワーク計画」の中で、事業箇所の国道1号は、**「自転車通行帯を整備する区間」**として位置付けられています。



2.国道1号の状況

- ①国道1号は、東京から大阪に至る主要幹線道路であり、経由する都市の主要な骨格をなす道路であることから、**自動車の交通量**が非常に多い道路です。

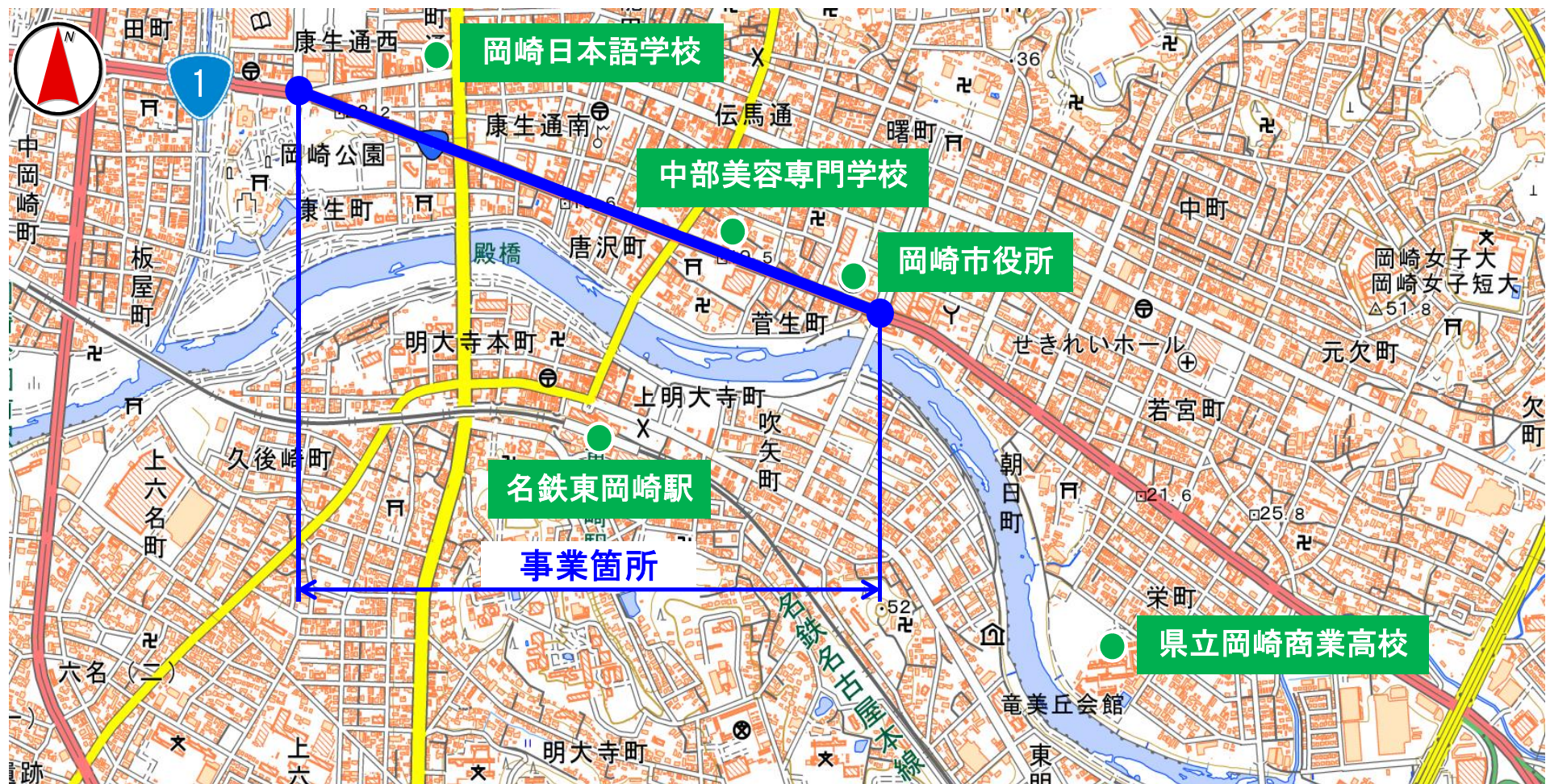
(自動車交通量：1日あたり約35,000台)(大型車混入率：約24%)



車道の混雑状況

2.国道1号の状況

- ②岡崎市の中心地であり、**名鉄東岡崎駅、学校(高校、専門学校)、市役所等**があり、人や自転車の流れが多い道路です。



3.国道1号の問題点

- ①車道 1 車線あたりの幅員が基準3.25mに対し3mしかありません。



車道の状況

3.国道1号の問題点

- ②歩行者・自転車の往来が多い歩道で最低基準2m程度の幅員のところがあります。



歩道の状況

3.国道1号の問題点

③歩道と車道の間に電柱があるため、
災害時の倒壊リスクがあります。

また都市景観として好ましくありません。



令和元年台風15号による電柱倒壊
(千葉県館山市)



電柱の状況

3.国道1号の問題点(まとめ)

■国道1号の問題点

- ①歩道が狭い箇所があり、通勤通学によるピーク時には自転車や歩行者で混雑し、**安全な交通の支障**となっています。
- ②車道1車線あたりの幅員が狭く、**安全な交通の支障**となっています。
- ③地震などの災害時に電柱が倒壊した場合、**道路を閉塞**するリスクがあります。
また**都市景観**として好ましくありません。

4.計画(案)

■現況
(一般部)
未拡幅部

■現況
(一般部)
拡幅済部

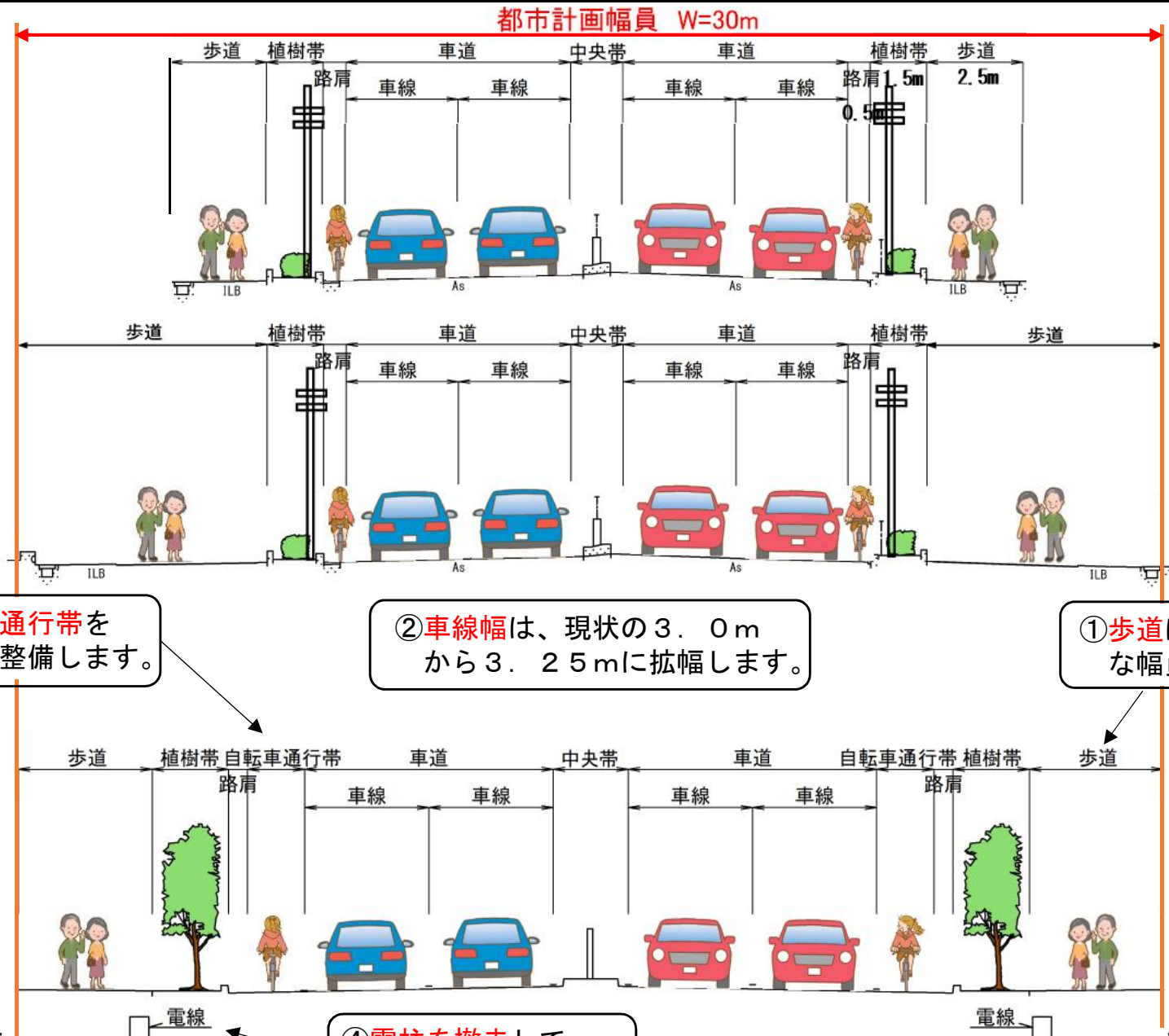
③自転車通行帯を
新たに整備します。

②車線幅は、現状の3.0m
から3.25mに拡幅します。

①歩道は、適正
な幅員にします。

■計画
(一般部)

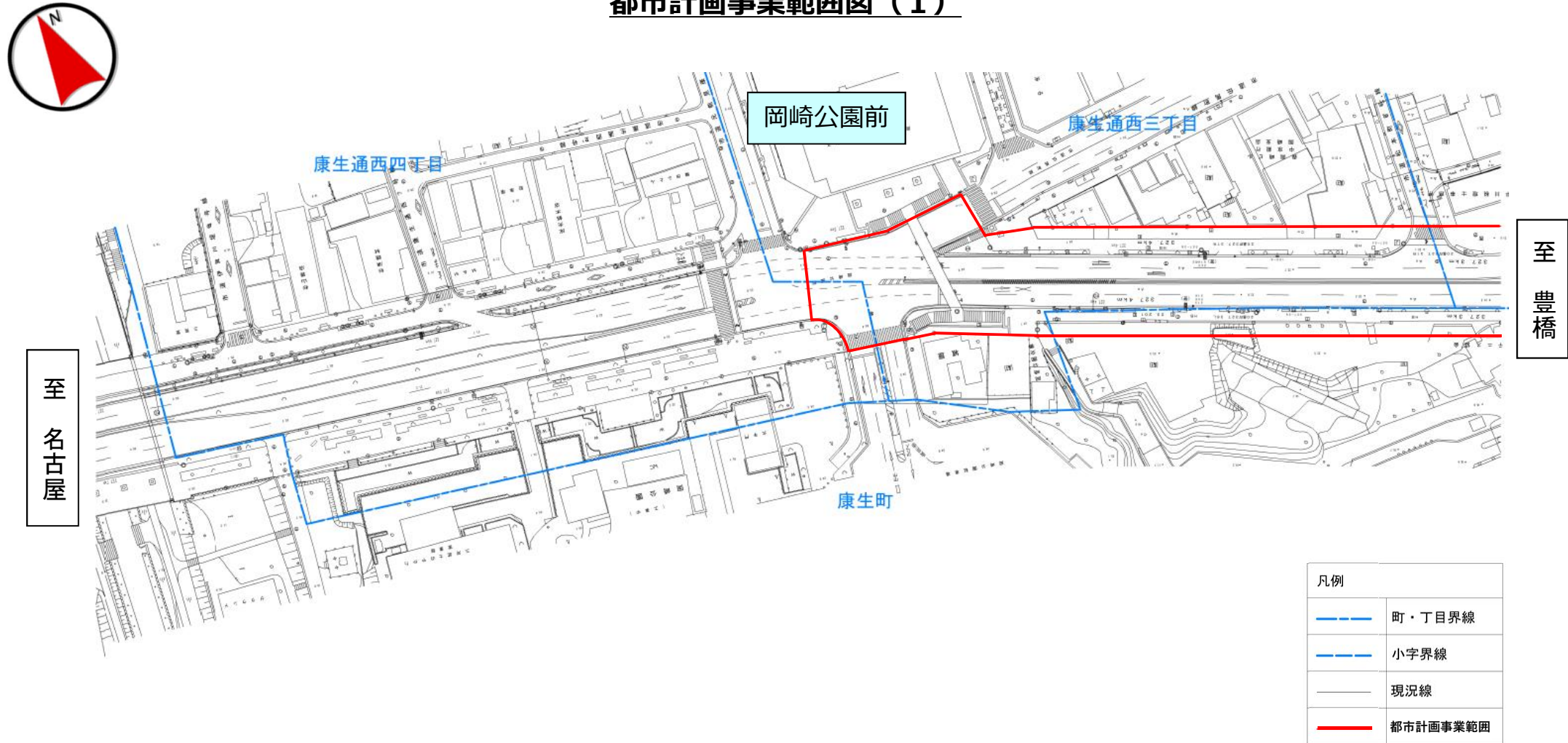
④電柱を撤去して
電線を地中化します。



4.計画(案)

■都市計画事業範囲

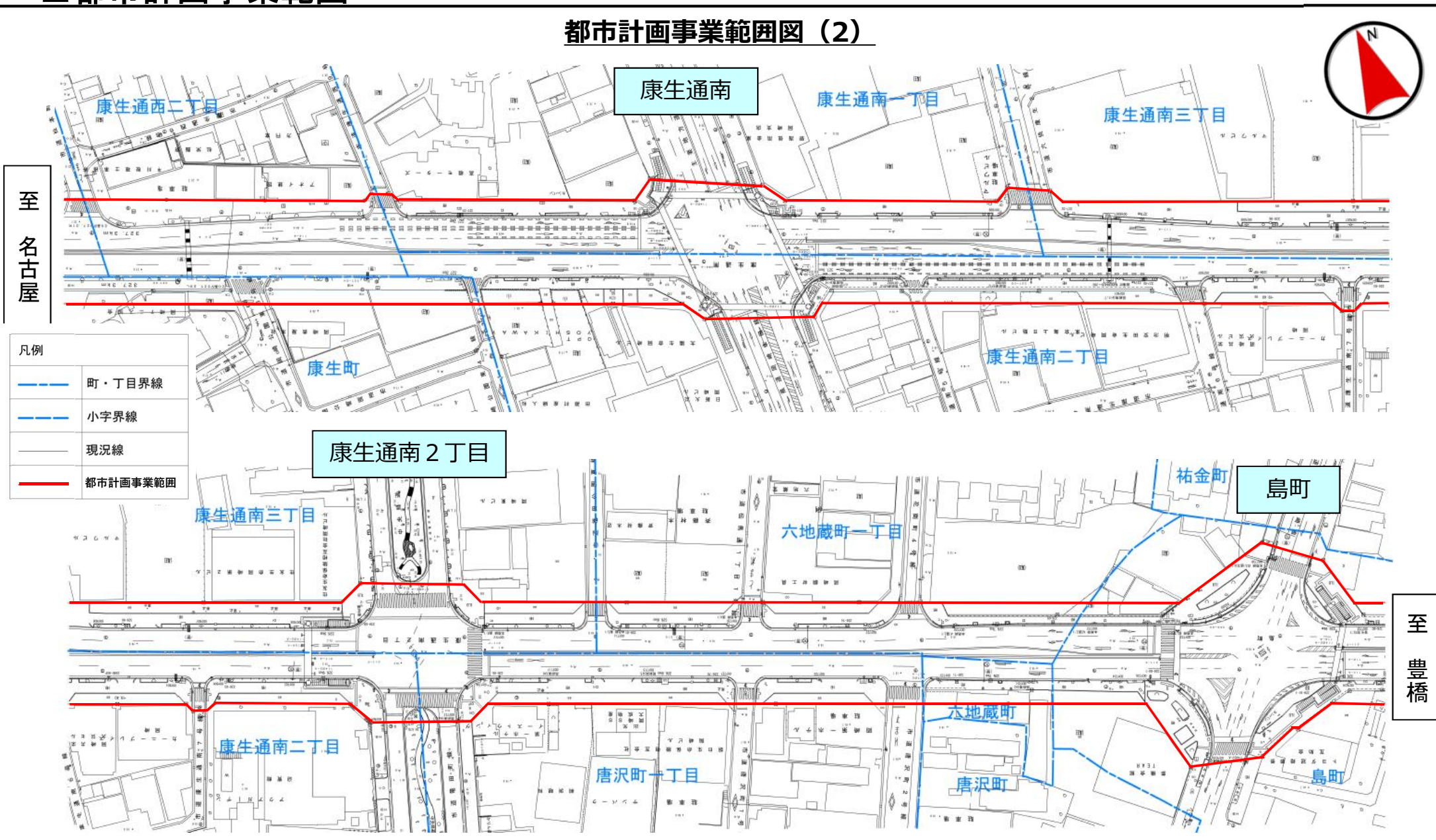
都市計画事業範囲図(1)



4.計画(案)

■都市計画事業範囲

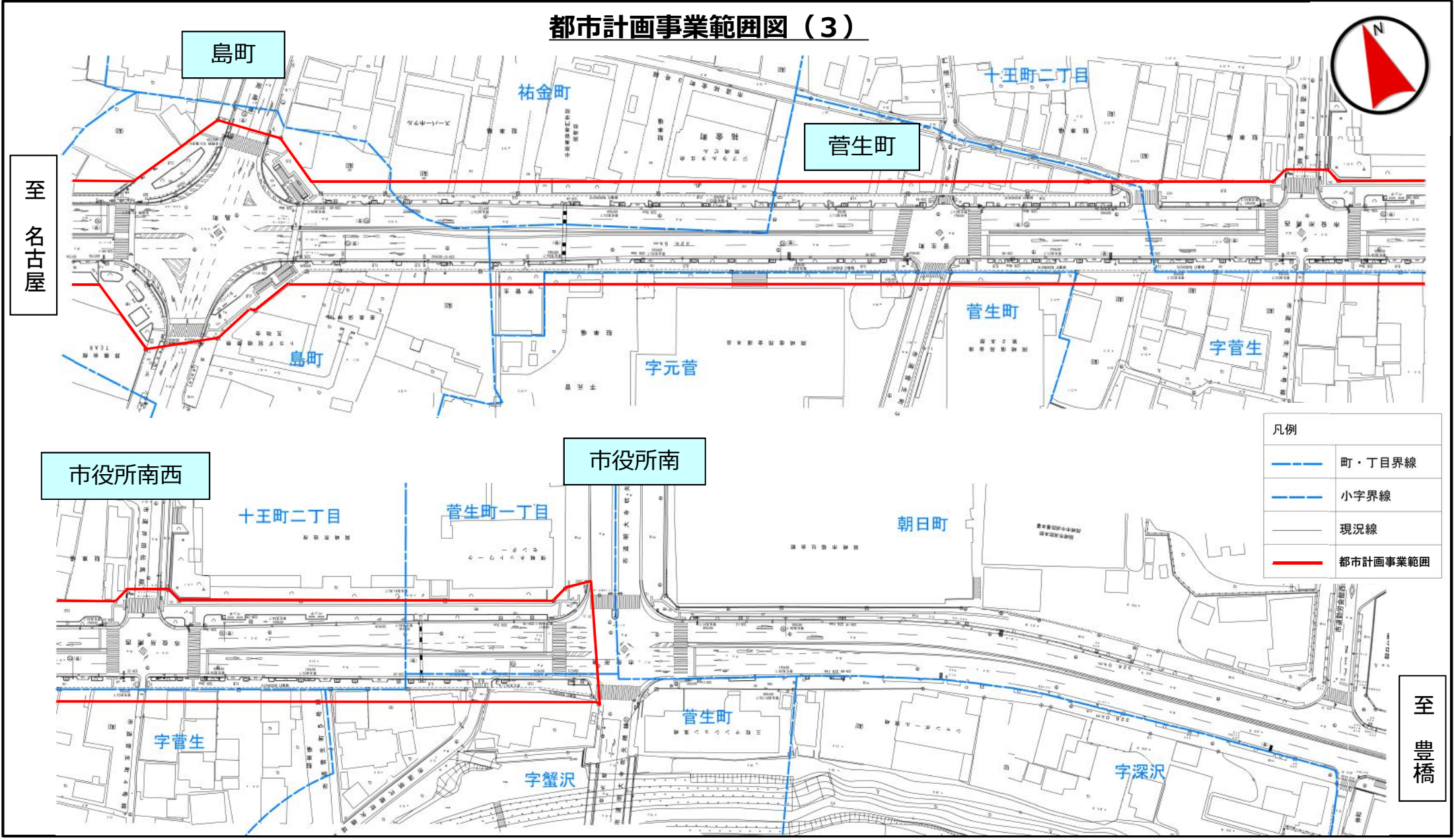
都市計画事業範囲図 (2)



4.計画(案)

■都市計画事業範囲

都市計画事業範囲図 (3)



5. 都市計画事業承認 国道1号都市計画経緯

昭和21年 8月 都市計画決定（幅員36m）

昭和21年～昭和32年 岡崎戦災復興土地区画整理事業

※国道1号について、一部都市計画幅員で未整備の区間あり

昭和27年 3月 都市計画変更（幅員30m）※幅員縮小

平成22年12月 都市計画変更（幅員30m）※都市計画区域の再編に伴う変更

令和 3年 4月 国道1号岡崎歩道整備 新規事業化

令和 3年 9月 都市計画事業承認告示

令和 3年11月 地域住民事業計画説明会、施行者の公告

令和 4年 1月 都市計画事業承認説明会

5. 都市計画事業承認

都市計画事業の対象路線

都市計画事業の種類及び名称	区 間	延長
西三河都市計画道路事業3・4・5号国道1号線 (国道1号岡崎歩道整備)	起点:愛知県岡崎市菅生町字蟹沢 終点:愛知県岡崎市康生通西四丁目	約1.3km



5. 都市計画事業承認

都市計画事業承認とは

- **都市計画法第59条に基づき、都市計画で定められた道路（都市施設）について、国土交通省が事業を施行するため都市計画事業承認申請を行い、令和3年9月21日に告示を受け、同年11月29日に施行者の公告を行いました。**
- **都市計画事業承認告示後は、都市計画法に基づく効果・制限が発生します。**
- **都市計画事業承認の告示に伴い土地収用法が適用されます。**
- **この事業に関する関係図書は、岡崎市役所都市計画課で縦覧ができます。**

5. 都市計画事業承認

公告内容

項 目	内 容
都市計画事業の種類及び名称	西三河都市計画道路事業 3・4・5号 国道1号線
施行者の名称	国土交通大臣
事務所の所在地	国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所 名古屋市瑞穂区鍵田町二丁目30番地
事業地の所在	(収用の部分) 愛知県岡崎市菅生町字蟹沢、字菅生及び字元菅、菅生町一丁目、十王町二丁目、祐金町、島町、六地藏町、六地藏町一丁目、唐沢町一丁目、康生通南一丁目、康生通南二丁目、康生通南三丁目、康生通西二丁目、康生通西三丁目、康生通西四丁目並びに康生町地内 (使用の部分) なし
事業施行期間	令和3年9月21日から令和13年3月31日まで

5. 都市計画事業承認

手続保留の告示

- 当該事業は以下の地域で土地収用法の適用を保留しています。
- 今回の告示により土地収用法の適用を受ける範囲は、公有地（国道1号、岡崎市市有地）のみです。

項 目	内 容
保留の部分	(収用の部分) 愛知県岡崎市菅生町字蟹沢、字菅生及び字元菅、菅生町一丁目、十王町二丁目、祐金町、島町、六地藏町、六地藏町一丁目、康生通南一丁目、康生通南二丁目、康生通西二丁目、康生通西三丁目並びに康生町地内 (使用の部分) なし

5. 都市計画事業承認

建築等の制限（都市計画法第65条）

- **事業地内の事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、岡崎市長の許可を受けなければなりません。**
- **問い合わせ先 岡崎市役所都市計画課**

許可の対象となる行為

- ・ 土地の形質の変更
- ・ 建築物の建築その他工作物の建設
- ・ 重量が5 tを超える物件の設置又は堆積
（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5 t以下のものを除く）

5. 都市計画事業承認

土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

- 事業地内の土地建物等を有償で譲渡しようとするときは、土地建物等の位置、予定対価額、譲渡する相手方等を施行者に書面で届け出てください。
- 届出から30日以内に施行者が買い取る・買い取らないか通知します。
- 問い合わせ先
名古屋国道事務所用地第一課 052-853-7322

5. 都市計画事業承認

土地の買取請求（都市計画法第68条）

- 事業地内の土地で収用の手続きの保留がされている土地の所有者は、施行者に対してその土地を時価で買い取るよう書面で請求できます。（更地に限ります。）
- 買取の価額については、請求者と施行者の協議により定めます。
協議が成立しない場合は、愛知県収用委員会に裁決申請を請求することができます。
- 問い合わせ先
名古屋国道事務所用地第一課 052-853-7322

5. 都市計画事業承認

事業の施行等についての周知看板

お知らせ（事業の施行について）

都市計画法第62条第1項の規定により、令和3年9月21日付で西三河都市計画道路事業3・4・5号国道1号線について、都市計画事業の承認の告示がなされたので、都市計画法第66条の規定に基づき、次のとおりお知らせいたします。

なお、事業地の一部について、都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法第31条の規定により、都市計画事業の承認後の収用の手続が保留されるので、あわせてお知らせします。

- 都市計画事業の種類及び名称 西三河都市計画道路事業3・4・5号 国道1号線
- 施行者の名称 国土交通大臣
- 事務所の所在地 名古屋市瑞穂区鍵田町二丁目30番地
(中部地方整備局名古屋国道事務所)
- 事業地の所在
ア 収用の部分
愛知県岡崎市菅生町字蟹沢、字菅生及び字元菅、菅生町一丁目、十王町二丁目、祐金町、島町、六地蔵町、六地蔵町一丁目、唐沢町一丁目、康生通南一丁目、康生通南二丁目、康生通南三丁目、康生通西二丁目、康生通西三丁目、康生通西四丁目並びに康生町地内
イ 使用の部分
なし
- 収用の手続が保留される事業地
ア 収用の部分
愛知県岡崎市菅生町字蟹沢、字菅生及び字元菅、菅生町一丁目、十王町二丁目、祐金町、島町、六地蔵町、六地蔵町一丁目、康生通南一丁目、康生通南二丁目、康生通西二丁目、康生通西三丁目、並びに康生町地内
- 事業施行期間 令和3年9月21日～令和13年3月31日

都市計画法第65条により、令和3年9月21日以後は事業地内の土地建物等について、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、岡崎市長の許可が必要になります。

都市計画法第67条により、土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届け出なければなりません。届出から30日以内に施行者が届出に係る土地建物等を買取るべき旨を通知したときは、予定金額で売買が成立したものとみなされます。

都市計画法第68条により、収用の手続が保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求ができます。買い取る土地の価額は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。なお、土地に他人の権利や物件等が存する土地は請求することができませんので留意してください。

なお、この事業に関する関係図面は、岡崎市役所都市計画課で縦覧ができます。

その他ご不明な点や詳細については、下記連絡先へおたずねください。また、用地補償等に関する詳しい内容は、「都市計画法に基づく事業承認が行われたことに伴うお知らせ」に記載されていますので必要な方は、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所用地第一課、岡崎市役所都市計画課においてくだされば配布いたします。

連絡先 国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所
所在地 名古屋市瑞穂区鍵田町二丁目30番地
事業の施行に関すること 計画課 電話 052-853-7323
用地補償に関すること 用地第一課 電話 052-853-7322

お知らせ（用地補償について）

都市計画法第62条第1項の規定により、令和3年9月21日付で西三河都市計画道路事業3・4・5号国道1号線について、都市計画事業の承認の告示がなされたので、土地所有者及び関係人の皆様に、都市計画法第70条の規定に基づいて適用される土地収用法第28条の2の規定により、次の事項についてお知らせいたします。

- 事業承認の告示があった土地(起業地)
左記4、5のとおり
(注)この土地を表示する図面は、岡崎市役所都市計画課でご覧ください。
 - 土地価格の固定について
前記1の土地については、事業承認の告示があった日(都市計画法第71条第1項に規定する事業の認定の告示があったとみなされる日)をもって土地価格が固定されることになります。
 - 関係人の範囲の制限について
事業承認の告示があった日(都市計画法第71条第1項に規定する事業の認定の告示があったとみなされる日)以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれません。
 - 裁決手続開始の登記について
土地及びその土地に関する所有権以外の権利について、裁決手続開始の登記がなされると、権利者が決まります。そのため、この登記後に権利を継承等した方は、相続等の場合を除き、権利者に含まれません。
 - 損失補償の制限について
事業承認の告示があった日(都市計画法第71条第1項に規定する事業の認定の告示があったとみなされる日)以後に、起業地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするとき、あらかじめ愛知県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
 - 裁決申請の請求について
裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対して請求することができます。
 - 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。
 - 明渡裁決の申立てについて
明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接愛知県収用委員会にて申立てをすることができます。
 - お知らせの配布について
用地補償等に関する詳しい内容は、「都市計画法に基づく事業承認が行われたことに伴うお知らせ」に記載されていますので必要な方は、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所用地第一課、岡崎市役所都市計画課においてくだされば配布いたします。
- その他不明な点については、下記連絡先におたずねください。

連絡先 国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所
所在地 名古屋市瑞穂区鍵田町二丁目30番地
事業の施行に関すること 計画課 電話 052-853-7323
用地補償に関すること 用地第一課 電話 052-853-7322

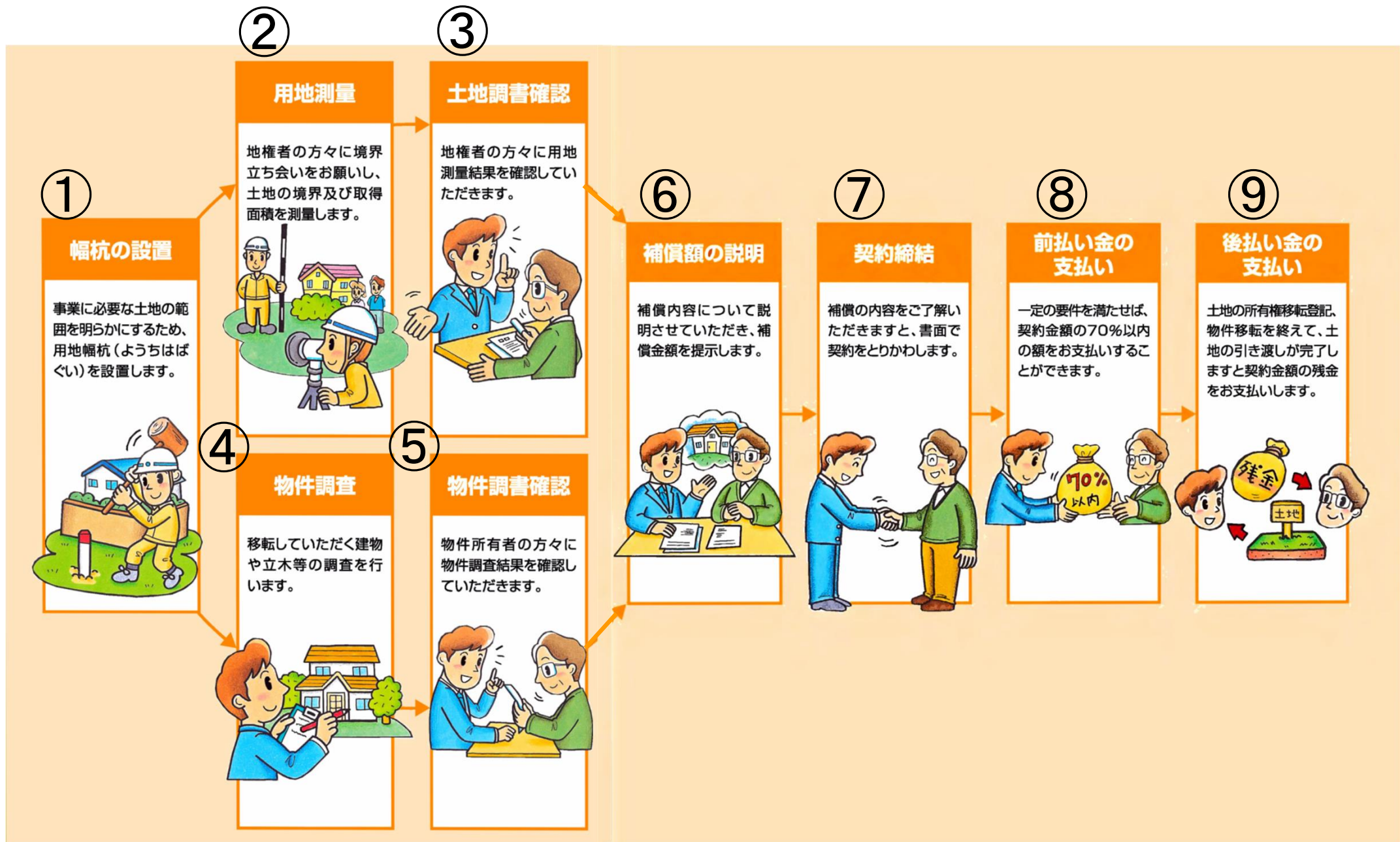
5. 都市計画事業承認

都市計画法第66条 による事業の施行等 周知看板設置位置

- 市役所西庁舎前
国道1号植栽帯に
設置しました。



6. 用地取得



 予定

7.今後のスケジュール

令和3年 4月 新規事業化



令和3年10月4日、6日、12日
総代・役員事業計画説明会

令和3年11月22日、24日、
26日 地域住民事業計画説明会



令和3年 9月 6日 都市計画事業承認

令和3年 9月21日 都市計画事業告示



令和3年11月29日 施行者の公告

(本日) 令和4年1月19日 都市計画事業説明会



説明会後

幅杭設置説明会（令和4年1月29日）

幅杭設置着手

用地測量・用地調査着手

用地買収着手

工事着手